

鎌倉市告示第 278 号

会計管理者の事務の一部を現金出納員及び
現金分任出納員への委任について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 171 条第 4 項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち、別表右欄に掲げるものについては、当該左欄に掲げる課等の現金出納員及び現金分任出納員に委任させたので、同法第 171 条第 4 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

鎌倉市長 松尾 崇

